

議会のあり方検討会

平成29年1月30日（月）

午前9時30分

第2委員会室

議 題

- 1 検討事項について
 - (1)「意見交換会」について

- 2 その他

配付資料一覧

【議題1】

- 1 尾張旭市議会意見交換会実施要綱（案）
- 2 各党派意見一覧

【その他】

- 3 議会のあり方検討会 検討事項スケジュール（案）

○尾張旭市議会意見交換会実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、政策提案機能の強化を図るために実施する、尾張旭市議会が開催する意見交換会の運営に関し、必要な事項を定める。

第1条

意見交換会の目的を明示するため、第1条（趣旨）の中に「政策提案の機能の強化を図る。」を正副座長案として組み込みました。

（意見交換会の開催と決定）

第2条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、議会運営委員会に諮り、適当と認めるときは、意見交換会を開催する。

- (1) 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）から意見交換会の開催の要請があったとき。
- (2) 次条第2項の規定による市内で活動する団体又は自治会等（以下「団体等」という。）から申込みがあったとき。
- (3) その他議長が必要と認めるとき。

~~2 意見交換会は、議会運営委員会で協議し、開催を決定する。~~

第2条第1項（2）

対象を団体と自治会とするとともに、「次条第2項の規定による」を「市内で活動する団体又は自治会等（以下「団体等」という。）から」へ修正し、第3条第1項を削除しました。

市外に所在する団体であっても市内で活動する団体もあるため、対象を「市内で活動する団体」としました。

第2条第2項

同条第1項（波線箇所）と内容が重複するため削除しました。

（開催の要請及び申込等）

第3条 意見交換会の開催を申し込むことができるものは、市内に所在する団体とする。

意見交換会の開催を要請しようとする委員会は、意見交換会開催要請書（別記様式）を議長に提出しなければならない。

2 意見交換会の開催を申し込もうとする団体等（以下「申込団体等」という。）は、開催希望日の30日前までに、意見交換会開催申込書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて議長に提出しなければならない。

- (1) 出席者名簿
- (2) その他議長が必要と認める書類

3 議長は、前項の申込みがあったときは、前条の規定によりその内容を審査し、意見交換会の開催を決定したときは、意見交換会開催通知書（別記様式）により申込団体等に通知する。

第3条第1項について

委員会の要請手続きについて明記しました。

要請書（別紙様式）の記載事項

- ①テーマ、②意見交換を行う団体等（特定団体等か公募かの選択制）、③日時、
④会場

提出された要請書を基に議運で諮ることを想定しています。

第3条第2項について

申込を受けてから議会運営委員会での調整や事前準備等を考慮し、申込期限を設けました。

（公平性の確保）

第4条 同一または類似の団体等との意見交換会は、公平性確保のため、原則として同一年度内は開催しないこととする。

（議題）

第5条 意見交換会の議題は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 市政に関する事項
- （2） 市議会に関する事項
- （3） その他議長が必要と認める事項

（日程及び会場）

第6条 意見交換会の日程及び会場は、議会運営委員会において協議し決定する。

（出席議員）

第7条 意見交換会に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 意見交換会案件に係る常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員
- （2） 議長が議会運営委員会に諮り指定する議員

（意見交換会の運営）

第8条 意見交換会における司会進行は副委員長をもって充て、記録者2名を選任する。

（記録及び報告）

第9条 意見交換会の内容は、意見交換会終了後、記録者が取りまとめ、議長に文書によって報告する。

~~2 市政に対する要望・提言等で重要なものは、議長が取りまとめ、市長に文書する。~~

第9条第2項について

市政に対する要望・提言等の取り扱いについては、市長へ文書でまとめて提出する以外の方法（※）も考えられ、その他の対応にも対応できるよう削除しました。（市長への文書提出を否定するものではありません。）

（※）委員会で所管事務調査、条例改正案や決議等

（対応及び公表）

第10条 議長は、前項条の報告書の提出があったときは、意見等の対応方針協議を行い、速やかにその内容を市議会だより及び市議会ホームページに掲載し公表する。

（次第）

第11条 意見交換会は、1時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- （1）開会あいさつ
- （2）出席者紹介
- （3）意見交換
- （4）閉会挨拶

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し決定する。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

様式第2号（第3条第2項関係）

尾張旭市議会意見交換会申込書

年 月 日

尾張旭市議会議長 様

団体の名称

代表者住所

氏名

印

電話番号

下記のとおり、尾張旭市議会意見交換会実施要綱第3条第2項の規定により議会意見交換会を申し込みます。

記

意見交換の テーマ	テーマ：	
	(補足説明)	
希望日時	第1希望	年 月 日 () 時 分 ~
	第2希望	年 月 日 () 時 分 ~
	第3希望	年 月 日 () 時 分 ~
参加予定 人数		
会場		
備考		

尾張旭市議会意見交換会実施決定通知書

平成 年 月 日

様

尾張旭市議会議長

印

平成 年 月 日付で申し込みのあった議会意見交換会の実施について、下記のとおり決定しましたので通知します。

実施日時	平成 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
実施場所	
実施内容	
備考	

各党派意見一覧

「尾張旭市議会意見交換会実施要領(案)」について

項目	フロンティア旭	市民まちづくりネット	公明党尾張旭市議団	つなぐ	日本共産党尾張旭市議団
第1条 (趣旨)について	問題なし	政策提案機能だけか?それ以外のことはどうするのか?	正副座長案で良い。	○政策提案機能の強化とはどういう意味か?確認したい。これまで「政策提案」は1度もないのでは。 ○市民の皆さんと市・議会についての意見を交換し、政策提案機能の……を追記	追加したことにより、文章がわかりづらい。 第1条は元に戻し、第2条(目的)を設けてはどうか。
第2条 (意見交換会の開催と決定)について	問題なし		正副座長案で良い。	○議会運営委員会と特別委員会を削除 ○団体の定義を確認したい。個人は?市に登録した団体だけで良いのか? ○自治会は、自治協議会との意見交換会を別途定例化してはどうか	OK
第3条 (開催の要請及び申込等)について	問題なし	第2条で議運、特別委員会、団体等からの依頼に応じて開催としているが、委員会から開催要請を出すことに矛盾がある。	正副座長案で良い。	○開催希望日の30日前までに →随時開催が前提か? ○開催回数は1年に1回とするを追記 →開催時期の明確化が必要 ○受付団体数にも委員長判断において制限が必要と考えます。	議会の年間スケジュールを考えると開催日が申し込む側に決定する優位性が出るように思えるが良いのか?
第9条 (記録及び報告)について	問題なし	文章と明記する必要はないと思うが、理事者側へ伝えることを明記したほうが良いのではないか。	正副座長案で良い。	委員会として交換会を開催する以上は、委員長からの提出とすべきと考えます。	OK
その他	(1条 趣旨) ⇒ (2条 開催の要領及び申込等) ⇒ (3条 意見交換会の開催と決定) ⇒ (4条以降) の方が、見る側によってすっきりするかと思う。		意見交換会のルールの整理案として、正副座長案に賛同とする。今後、このルール案が無駄にならないよう進めていただきたい。	○何らかの基準が必要では、ということですが今回の素案を作成していますが、議会報告会ですら、まだ要領などが明確でない中で、意見交換会のルール作りをあまり、雁字搦めにすべきでないとの考えから、要領や要領ではなく、「申し合わせ事項」に留め、来年も試行し、改正を加えていけばよいと思います。 また、報告会との区別も必要。 また、意見交換会は基本条例の1つと考えた時、基本条例を先に作成すべきであります。 ○第11条は(次第)は削除 進行の詳細まで決める必要はなく、各委員長判断にする。 ○交換会の最終責任者は議長であり、交換会の実行やまとめ等に関しては各委員長が責任をもって進めることなどを明記する。	第10条について、細かいことですが、市議会だよりによる公表は速やかとは言えない。 「市議会だより及び市議会ホームページ」→「市議会ホームページ及び市議会だより」としてはどうか?

議会のあり方検討会スケジュール (案)

第1回	6月24日(金) 10:30~	・今年度の検討事項を提示 (1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について (2) 議会基本条例策定に向けての検討について			
	検討事項	(1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について	(2) 議会基本条例策定に向けての検討について	政策提言の充実について ・意見交換会 ・政策討論会 ・参考人・公聴会の活用 ※検討事項「議会基本条例策定に向けての検討について」から切り離して検討する	(3) 各会派からの提案議題
第2回	8月4日(木) 9:30~	各会派の意見確認	各会派の意見確認	議題の確認	各会派意見確認
第3回	9月27日(火) 10:30~	各会派の意見確認		各会派の意見確認	未定
第4回	10月14日(金) 15:00~	まとめ			〃
第5回	11月22日(火) 13:30~			各会派の意見確認	〃
第6回	1月30日(月) 9:30~			各会派の意見確認 ルール整備	〃
第7回	3月	平成28年度 検討結果の総まとめ			
	備考	検討結果がまとまり次第、検討結果報告書を議長へ提出する			